

入会金及び会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の入会金及び会費に関し、定款第7条に基づき、必要な事項を定める。

(入会金の額及び納入方法)

第2条 入会金は、金50,000円とし、その納入は入会申込書に添えてしなければならない。ただし、その者が入会に至らなかったときは、入会金を返還しなければならない。

2 土地家屋調査士法人成りにあつては、当該法人の構成社員全員が本協会の社員である場合は無償とし、構成社員の全員または一部が本協会の社員でなかった場合は、その社員数に前項の金額を乗じた額とする。

3 本協会の社員である土地家屋調査士法人に構成社員が追加される場合、その者が本協会の社員でなかった場合は、前項の金額を納入する。

4 本協会の社員である土地家屋調査士法人の構成社員であつた者が当該土地家屋調査士法人を脱退後、遅滞なく本協会に入会する場合は無償とする。

(会費の種類及び額)

第3条 会費は定額会費・業務会費の2種類とする。

(1) 定額会費は、1ヶ月あたり金4,000円とする。なお、土地家屋調査士法人にあつては、定額会費に当該法人の社員の数を乗じた額とする。

(2) 業務会費は、各社員ごとに、官公署等から本協会に対し支払われる業務対価のうち、それぞれが担当した部分に相当する額に対し、15パーセント以内の割合において理事会で別途定める率を乗じた額とする。

2 月の中途において入会する場合の定額会費は、当該月を1ヶ月として計算する。

(会費の納入方法)

第4条 定額会費は、1年を2期に分け、7月から12月までを前期、1月から6月までを後期とし、それぞれ当該期の最初の月の末日までにその期分を前納し口座引落しの場合はその指定期日に前納するものとする。

2 期の中途において入会する者は、入会しようとする月から前項の規定により当該月の属する期の末日までの定額会費を納入する。

3 業務会費は、社員が本協会から業務ごとに受け取るべき費用弁償から、その相当額を納入するものとする。

(定額会費の延納、免除)

第5条 社員が疾病又は災害により定額会費の納入が困難な事由が生じたときは、理事会の決議により延納又は免除することができる。

(催告手続)

第6条 社員が定額会費の支払い義務を6ヶ月以上履行しなかったときは、定款第10条第1項第2号の規定により社員の資格を喪失する旨を付記して催告する。

(区分)

第7条 入会金及び定額会費は全額管理費に充当する。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年9月10日から施行する。